

平成31年2月15日

平成30年度第11回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

平成30年度第11回教育委員会定例会会議録

日時 平成31年 2 月15日（金）
9 時 3 0 分～1 1 時 5 0 分

場所 教育委員会室

出席者

東	條	教	育	長
島	津	委	員	
今	村	委	員	
原	之	園	委	員
石	丸	委	員	
堀	江	委	員	

[illegible]

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
議案第1号 鹿児島県教育振興基本計画（案）について	教育基本法第17条第2項の規定に基づき、鹿児島県教育振興基本計画を策定しようとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第2号 鹿児島県立学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について	平成31年5月1日（2019年5月1日）に予定されている改元に向けた対応として、県教育委員会規則に定める様式中の「平成」の文字を削るなど、所要の改正を行おうとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第3号 鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について	高等学校学習指導要領の改訂に伴い、移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図るため、所要の改正を行うとともに平成31年5月に元号が改正となることから、文言の整理をしようとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第4号 校長の任命について	校長の退職に伴う、後任発令をしようとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第5号 職員の懲戒処分について	学校職員の非違行為について、教育公務員としての責任を問おうとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

教育長報告第4号、議案第4号及び議案第5号については、非公開で審議する旨、教育長から発議があり、全会一致で議決された。

3 平成30年度第10回教育委員会定例会の会議録の承認

承 認

4 教育長報告

報告第1号 平成30年度いきいき教育活動表彰の被表彰者の追加決定について

(総務福利課長) 平成30年度いきいき教育活動表彰の被表彰者について、教育長の臨時代理により追加決定した旨報告

(教育長) 異議がないようなので、教育長報告第1号は了承をいただいたものとする。

報告第2号 平成30年度3月補正予算案についての知事への意見申出について

(総務福利課長) 平成30年度3月補正予算案について、知事から意見を求められたので、教育長の臨時代理により差し支えない旨回答したこと及びその内容等について説明

(教育長) 異議がないようなので、教育長報告第2号は了承をいただいたものとする。

報告第3号 平成31年度当初予算案についての知事への意見申出について

(総務福利課長) 平成31年度当初予算案について、知事から意見を求められたので、教育長の臨時代理により差し支えない旨回答したこと及びその内容等について説明

(島津委員) 数字だけでは分かりづらいところがあったが、本日いただいた概要の資料を見せていただき、金額的には同じであるが、中身が変わっていることが分かった。このような形で説明していただくとありがたい。

(今村委員) 金額が毎年度同じであり、これが妥当であるのかなかなか分からなかったが、この概要の資料に新規事業と廃止事業が書かれていたので、よく分かった。
また、教育には1,720億円という大きな費用が掛かっており、そのうち、職員給与費が1,512億円でほとんどが人件費である。やはり、教育にはこれだけ必要になる。
来年度の歳入は426億円であるが、歳出の1,720億円との差は、一般財源及び振替財源から持ってくると説明していただいた。ここ2、3年、歳入の方が若干減ってきている。一般財源及び振替財源の構成比が来年度は75%となる。以前は73%だったが、少し

ずつそのようなトレンドにあるのか、それとも、基本は変わらないのか。

また、妥当性はどうか。歳入の財源のうち、将来の県民に実際には借金を重ねているのか、それとも、適切な歳入の中で教育がなされているのか。この辺については、資料を見ただけでは分からないので、教えていただきたい。

(総務福利課長) 歳入については、生徒数の減少に伴い、使用料・手数料が下がっている。一方で、特別支援学校の生徒の増加に伴って職員が増加し、人件費の方は上がっているところである。

人件費の3分の1は国の支出金であるが、3分の2は県の負担になっており、全体的な傾向としては、一般財源及び振替財源が大きくなりつつある。

教育は県予算の20%以上を占め、人材育成という大きな役割を担っている。厳しい財政状況であるが、精査して必要な予算の確保に努めてまいりたい。

(原之園委員) 既存事業の県立学校校務用パソコン等整備事業の事業量増について、具体的に教えていただきたい。

また、育英財団奨学事業の貸与計画はどのように見直されたのかについても教えていただきたい。

(総務福利課長) 県立学校校務用パソコン等整備事業の事業量増については、毎年機器の更新を行っており、年度によって整備した数が異なることから、年度によって増減するものである。

育英財団奨学事業の貸与計画見直しについては、これまでは一般財源から充当していたものを国から移管された予算を活用するなどして196,924千円の財源に充てたため、一般財源の分の支出が減ったものであり、この事業内容を大きく変更したものではない。

(原之園委員) 児童生徒に対する影響はないということで理解した。

(教育長) 異議がないようなので、教育長報告第3号は了承をいただいたものとする。

5 議案

議案第1号 鹿児島県教育振興基本計画（案）について

(総務福利課企画監) 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、鹿児島県教育振興基本計画を策定しようとするものである。

(島津委員) 半年以上かけてまとめていただき、完成度の高いものができたと思う。これからの時代を担う子供たちや県民への方向性を示していただいた。これからは、これを確実に実行していただきたい。
若干の反省として、「子ども専用携帯電話のフィルタリング設定率」の数値目標が5年かけて100%となっているが、もっと早く100%になる取組が必要であると思う。また、特別支援教育に係る「移行支援シート等を活用して引継ぎを受けた割合」は、60%や80%ではなく、100%にする必要があると思う。この数字は数字として、早めの実現していただきたい。今後の教育の進め方についてよくまとめられているので、是非推進していただきたい。

(総務福利課企画監) 数値目標は最低ラインとして認識しており、確実に達成していくとともに、できる限り達成率を上げ、達成時期を早めるよう努力してまいりたい。

(原之園委員) 昨今のニュース等で全国的に児童虐待が報道されており、非常に残念なことである。本県でも2月12日に児童虐待防止対策会議が開催された。児童虐待が増えている状況があるので、教育振興基本計画の中に児童虐待防止の取組を入れる必要があるのではないか。内容を見ると、地域との連携を深め、教育委員会、学校、家庭、警察、自治体の関係部局等との連携について書かれているが、具体的な文言を入れる検討をしていただきたい。

(社会教育課長) 児童虐待については、情報の共有がなされていないこと、非常に必要なところへ情報が行き渡っていないという現実を見て、非常に残念な思いをしている。家庭、地域や学校も含めた形で、子供たちを守り育てていくという観点で、社会教育課の事業の中でも努めてまいりたい。

(原之園委員) 今回千葉県の場合で問題だったのは、学校・教育委員会と児童相談所との連携が上手くできていなかったことである。更に連携を深め、時代を反映した緊急な取組が必要であると思う。

(教育長) 異議がないようなので、議案第1号は原案のとおり議決する。

議案第2号 鹿児島県立学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について

(総務福利課長) 平成31年5月1日(2019年5月1日)に予定されている改元に向けた対応として、県教育委員会規則に定める様式中の「平成」の文字を削るなど、所要の改正を行おうとするものである。

(教育長) 異議がないようなので、議案第2号は原案のとおり議決する。

議案第3号 鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

(高校教育課長) 高等学校学習指導要領の改訂に伴い、移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図るため、所要の改正を行うとともに平成31年5月に元号が改正となることから、文言の整理をしようとするものである。

(島津委員) 「総合的な学習の時間」と「総合的な探究の時間」との違いは何か。

(高校教育課長) 生徒の学習の仕方で説明すると、「総合的な学習の時間」は、ある程度課題が与えられ、それに対してどのような問題点があるかを見つけて学習を進めていく。「総合的な探究の時間」は、生徒本人が将来どのような人生を送るのか、将来に向けた自分の進路を突き詰めて考える中で生まれた課題、要するに、自分の人生設計に合わせて引き出した問題点についてテーマを設定する。学習のテーマが、自分のキャリアを考える中で、身近なテーマとなるものである。

新1年生からは、この「総合的な探究の時間」を取り入れていくことになる。これらについては、今後、新たな学習指導要領に則って行うことになる。

(教育長) 異議がないようなので、議案第3号は原案のとおり議決する。

6 その他

(1) 学校における業務改善アクションプラン（案）について

(教職員課長) 学校における業務改善アクションプラン（案）及び教師の勤務時間の上限に関する指針（案）について説明

(島津委員) 業務改善のアクションプランとしてかなり整備されてきており、この内容を実践できればよいと思う。

ここに書いてあるとおり、最終的な目的は教育の質の維持・向上である。この業務改善に伴い、結果的に教育の質が向上されることを考えたとき、並行して、教育の質の向上のための施策を整備することが必要になると思う。この業務改善により、先生方の仕事がよりやりやすくなった結果として、新たな取組も並行して進められるとよい。

また、フォローアップするとき、具体的にどのようにするのか。全数調査なのか、それとも、抽出調査なのか。何か考えがあれば、教えていただきたい。

(教職員課長) 業務改善方策検討委員会においても、教育の質の維持・向上が目的であることを明確にしなければならないと議論してきた。学校における業務改善というのは、学校の中だけでなく、地域や保護者も含めて社会全体で考えなければならない。そのためには、何のために行うのか明確にしなければならないと議論してきた。学校に伝える場合も、時間を守ることだけが優先される形にならないよう、管理職にも理解していただけるような伝え方をしなければならない。また、そのような形で進めていかなければならない。

また、フォローアップの方法については、具体的などころまではまだ詰めていないところである。少なくとも、フォローアップそのものが学校の負担にならないよう、確実に実効性のある取組となるよう工夫してまいりたい。

(原之園委員) 会議等の年間総時間数を20%削減するのは非常に良いことであるが、実際、学校では職員間の連携を図って情報を共有するためには会議が必要になってくる。この20%という数字は現場で実証された数字なのか。

(教職員課長) 具体的に20%削減が実現できるかどうか検証したわけではない。本県でも指針として勤務時間の上限を示すが、その時間の中で質の高い教育を継続するためには、削るべきものが出てくる。会議や研修に時間が割かれ、負担を感じている教員もいるので、どのくらいの時間を削減しなければならないか算出した結果がこの20%である。

(原之園委員) 先ほどの予算の説明で、パソコンの整備の話もしていただいた。

パソコン等を上手く活用することで対応できないだろうか。子供たちと向かい合う時間を増やさなければならない。そこが出発点だと思うので、これが良い方向に向かうよう、お願いしたい。

(2) 鹿児島県部活動の在り方に関する方針（案）について

(保健体育課長) 鹿児島県部活動の在り方に関する方針（案）及び提言（案）について説明

(島津委員) これは鹿児島県教育委員会が策定するので、私立学校は対象にならないと考えてよいのか。

(保健体育課長) 学校法人等の学校の設置者は、スポーツ庁のガイドラインに則り、都道府県の運動部活動の方針を参考に、設置する学校に係る部活動の方針を策定することになっているので、この方針案を参考に策定するものだと考えている。

(島津委員) 結果的には、私立学校も同様の考え方を持つ必要があるということか。

(保健体育課長) そのとおりである。

(島津委員) 競技スポーツ以外で、生徒が部活動を楽しむことを考えたとき、大会ではなく、複数の学校が集まってスポーツを楽しむ場はないのか。

(保健体育課長) この方針の中で、複数で部活動を構成して大会に出ることもある。また、鹿児島市では、スポーツ教室として、大会等に出られない生徒たちが集まってスポーツのルールを学んだり、ミニゲームをしたりしている。それが県下全域で行われているかどうかについては調査していないが、今後、中学校体育連盟や高等学校体育連盟をはじめとして、この方針に則ってそのような形の大会や教室等を考えていただければありがたいと考えている。

(島津委員) そのような場があると、子供たちがスポーツをするきっかけにもつながると思うので、是非考えていただきたい。

(石丸委員) これはあくまでも方針であり、強制力はないと思うが、部活動については、学校単位で思い入れがある。

先ほどの私立学校もだが、これが遵守されているのをどのように把握するのか。また、遵守されていなかった場合、どのように指導するのか。

(保健体育課長) 先ほどの業務改善のアクションプランの中でもあったが、我々としても、フォローアップしてまいりたいと考えている。ただ、この部活動は勝利を目指すものではなく、学校において今回のガイドラインの意識を浸透させていくという先生方の意識改革を含めて大事であると思っているので、守られていない学校に対しては、機会を捉えて話していく必要があると考えている。

(原之園委員) 中学校体育連盟及び市町村教育委員会で学校の部活動が参加す

る大会数の上限の目安等を定めるならば、高校にも準用され、高等学校体育連盟、県教育委員会や高等学校長が精査すると考えてよいか。

(保健体育課長) そのように考えていただいてよい。毎年、県体育協会や関連団体の理事長会で要請したり、年度末には学校教育活動以外の運動競技について通知したりして見直しを図るようお願いしているところである。

(3) 平成30年度かごしまジュニア検定について

(義務教育課長) 平成30年度かごしまジュニア検定の概要、参加校・参加者数等について説明

(島津委員) かごしまジュニア検定が実施されてもう10年になる。私も商工会議所で最初の作成に関わっており、非常に注目しているものである。

当初の受検者は約17,000人で、その後は15,000人から16,000人程だったのが、今年は23,000人を超えている。積極的に参加されており、嬉しいことである。

また、合格率が当初10%台であったが、今ではとても上がっており、学校自体で毎日取り組んでいただいているのが素晴らしい。郷土へ愛着をもち、郷土への理解が深められている結果であると感じた。

さらには、大人版のかごしま検定もあるので、そのようなものへの興味につながっていくことを期待したい。今後も是非続けていただきたい。

(原之園委員) この検定は非常に良い取組であり、もう10年も実施されている。できれば中学校の参加がもう少し上がってほしい。小学校の子供たちが中学校に上がっても継続していただければよいと思う。

さらには、この検定を受検することで、鹿児島に愛着をもったり、郷土をよく知ってくれたりするとよい。また、友達と教え合うことによって仲良くなるという相乗効果がある気がする。

ちなみに、参加に関して、地域でのばらつきはあるのか。

(義務教育課長) 今のところ、地域におけるばらつきは聞いていない。やはり、中学校の参加が少ないが、学校で組織的に行う時間がないということも聞いているところである。こちらからこの検定の良さを伝えて年間指導計画に入れていただくようお願いし、実施する学校も増えてきているところではある。

(堀江委員) 検定のレベルは一つだけか。例えば、小学校ですでに合格した子供は中学校で受検しないことも考えられるので、合格した子供たちがもっと挑戦したいと思えるようにするため、レベルを分けて、より継続して興味を持っていただくような取組も必要であると思うので、今後検討していただきたい。

(義務教育課長) かごしまジュニア検定の内容が載っている冊子がある。その中から毎年20問出されているので、次年度は違う20問が出る。また、

一度合格しても点数を上げることを目標にする，ということもある。今回御指摘いただいたところは，主催者にも伝えてまいりたい。

- 7 教育長報告
報告第4号 教育に関する事務について定める議案についての知事への意見
申出について
(非公開)

- 8 議案
議案第4号 校長の任命について
(非公開)

議案第5号 職員の懲戒処分について
(非公開)

- 9 閉会